



和歌山市公報

令和5年（2023年）2月15日
第1745号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

| 番号 | ページ |
|---|-------------|
| 2 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (地域包括支援課) 2 |

【告示】

| | |
|---|---------------|
| 42 令和4年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (財政課) 4 |
| 43 道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (道路管理課) 5 |
| 44 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (道路管理課) 5 |
| 45 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (まちなみ景観課) 6 |
| 46 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (まちなみ景観課) 7 |
| 47 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (まちなみ景観課) 7 |
| 48 公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書）・・・・・・・・ | (市民税課) 8 |
| 49 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・ | (納税課) 8 |
| 50 指定福祉避難所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (高齢者・地域福祉課) 8 |
| 51 生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・・・・・ | (生活支援第1課) 9 |
| 52 生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・・・・・ | (生活支援第1課) 9 |
| 53 生活保護法の規定により指定した医療機関からの変更の届出 | (生活支援第1課) 9 |
| 54 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出 | (生活支援第1課) 10 |
| 55 生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出 | (生活支援第1課) 11 |
| 56 生活保護法の規定により指定した医療機関からの休止の届出 | (生活支援第1課) 11 |
| 57 生活保護法の規定による介護機関の指定・・・・・・・・・・・・ | (生活支援第1課) 11 |
| 58 生活保護法の規定により指定した介護機関からの変更の届出 | (生活支援第1課) 12 |
| 59 生活保護法の規定により指定した介護機関からの廃止の届出 | (生活支援第1課) 14 |
| 60 生活保護法の規定により指定した介護機関からの休止の届出 | (生活支援第1課) 15 |
| 61 市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (財政課) 15 |
| 62 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・ | (指導監査課) 15 |
| 63 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定 | (指導監査課) 16 |
| 64 介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定及指定地域密着型介護予防サービスに係る指定 | (指導監査課) 16 |
| 65 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・ | (指導監査課) 17 |
| 66 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出 | (障害者支援課) 17 |
| 67 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 | (障害者支援課) 17 |

【公告】

| | | |
|---|--------------|----|
| ○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・ | （都市計画課） | 18 |
| ○ 変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧・・・・・・・・ | （農林水産課） | 18 |
| 【 選挙管理委員会告示 】 | | |
| 4 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・ | （選挙管理委員会事務局） | 18 |
| 【 教育委員会告示 】 | | |
| 2 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・ | （教育政策課） | 19 |
| 【 農業委員会公告 】 | | |
| ○ 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・ | （農業委員会事務局） | 19 |
| ○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・ | （農業委員会事務局） | 20 |
| 【 企業局規程 】 | | |
| 1 和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・ | （企業総務課） | 20 |
| 【 企業局告示 】 | | |
| 3 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・ | （企業総務課） | 26 |
| 4 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・ | （企業総務課） | 26 |
| 5 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・ | （企業総務課） | 27 |
| 6 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・・ | （企業総務課） | 27 |
| 7 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所の所在地の変更の届出・・・・ | （企業総務課） | 27 |

【 規 則 】

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第2号

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則の一部を改正する規則
和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）の一部
を次のように改正する。

第10条第2項中「第15号」を「第12号」に改め、同条第3項中「第140条の63の5第1項第15号」を「第140条の63の5第1項第12号」に改める。

別記様式第1号の2中

| | | | | |
|---------|---------------|---------|---------------|--|
| 受領方法 | 1 口座払 | | 2 現金払 | |
| 口座振替依頼欄 | 金融機関名及び支店名 | | | |
| | 銀行・金庫・農協・信用組合 | | 本店・支店・出張所・その他 | |
| | 種 目 | 金融機関コード | 口座番号 | |
| | 1 普通預金 2 当座預金 | | | |
| | フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | | |

を

| | | | | |
|---------|--|---------|---------------|------|
| 公金受取口座 | <input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。 (利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、利用しない場合は下記の欄を記入。) | | | |
| 受領方法 | 1 口座払 | | 2 現金払 | |
| 口座振替依頼欄 | 金融機関名及び支店名 | | | |
| | 銀行・金庫・農協・信用組合 | | 本店・支店・出張所・その他 | |
| | 種 目 | 金融機関コード | 店番 | 口座番号 |
| | 1 普通預金 2 当座預金 | | | |
| | フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | | |

に

改める。

別記様式第3号中

| | | | | |
|--------|-----------------------|-----------------|---------------------------|------|
| 振込依頼口座 | 銀行・農協 信用金庫 信用組合 | 本店 支店 出張所 | 種 目 | 口座番号 |
| | 金融機関コード | 店舗コード | 1 普通預金 2 当座預金 3 その他 | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義人 | | | |

を

| | | | | |
|--------|--|-----------------|---------------------------|------|
| 公金受取口座 | <input type="checkbox"/> マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。 (利用する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、利用しない場合は下記の欄を記入。) | | | |
| 振込依頼口座 | 銀行・農協 信用金庫 信用組合 | 本店 支店 出張所 | 種 目 | 口座番号 |
| | 金融機関コード | 店番 | 1 普通預金 2 当座預金 3 その他 | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義人 | | | |

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和5年2月13日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第42号

令和5年1月25日市長において専決処分した令和4年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

令和4年度和歌山市一般会計補正予算

令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,696,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

（単位 千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|-----------|-------------|-------|-------------|
| 16 県 支 出 金 | | 11,728,972 | 3,134 | 11,732,106 |
| | 1 県 負 担 金 | 8,110,316 | 3,134 | 8,113,450 |
| 歳 入 合 計 | | 159,693,725 | 3,134 | 159,696,859 |

歳 出

（単位 千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-------------|-------|-------------|
| 2 総 務 費 | | 13,117,833 | 3,134 | 13,120,967 |
| | 5 選 挙 費 | 488,677 | 3,134 | 491,811 |
| 歳 出 合 計 | | 159,693,725 | 3,134 | 159,696,859 |

第2表

債務負担行為補正

(単位 千円)

| 1 追加 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------|-------|--------|
| 衆議院議員補欠選挙事業 | 令和5年度 | 24,740 |
| 合 計 | | 24,740 |

(令和5年2月2日揭示済)

和歌山市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和5年2月4日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 起点 終点 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|--------|----------|--------------------------------------|-----------|--------------------|
| 2-85 | 市駅小倉線 | 和歌山市出水64番13地先 ～ 和歌山市栗栖810番1地先 | 1424.0 | 36.00 |
| 11-245 | 宮245号線 | 和歌山市鳴神738番3地先 ～ 和歌山市鳴神735番5地先 | 53.5 | 6.20 ～ 7.50 |
| 24-9 | 西和佐9号線 | 和歌山市栗栖997番1地先 ～ 和歌山市出島297番1地先 | 181.0 | 4.50 ～ 10.10 |
| 24-153 | 西和佐153号線 | 和歌山市栗栖1010番2地先 ～ 和歌山市出島299番1地先 | 177.0 | 5.60 ～ 15.40 |

(令和5年2月3日揭示済)

和歌山市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年2月4日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 区域変更の区間 | 旧新 別 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|-------|-------|--------------------|---------|-----------|--------------|
| 11-61 | 出水栗栖線 | 和歌山市鳴神816番3地先 ～ | 旧 | 19.6 | 8.90 8.60 |

| | | | | | |
|-------|---------|---------------|---|------|---------------------|
| | | 和歌山市鳴神816番3地先 | 新 | 19.6 | ～ 8.80 |
| 24-12 | 西和佐12号線 | 和歌山市栗栖756番1地先 | 旧 | 31.5 | 2.50 ～ 2.60 |
| | | 和歌山市栗栖756番1地先 | 新 | 31.5 | 11.40 ～ 18.30 |
| 24-13 | 西和佐13号線 | 和歌山市栗栖774番1地先 | 旧 | 15.5 | 2.50 3.70 |
| | | 和歌山市栗栖774番1地先 | 新 | 15.5 | ～ 8.50 |

(令和5年2月3日揭示済)

和歌山市告示第45号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年2月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|------------------------|-------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和5年1月28日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和5年2月6日揭示済）

和歌山市告示第46号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年2月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 和歌山市内一円市道上、東公園、梶取児童遊園及び牛町公園 | 令和5年1月19日、同月23日、同月26日、同月30日及び同月31日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和5年2月6日揭示済）

和歌山市告示第47号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年2月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年2月13日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|------------------------|-------------------------------|-------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年10月22日及び同月28日 | 令和4年11月11日 |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年10月20日 | 令和4年11月11日 |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年10月25日 | 令和4年11月11日 |
| 和歌山市内一円市道上及び無料駐車場 | 令和4年10月18日、同月19日、同月21日及び同月28日 | 令和4年11月11日 |

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年2月6日揭示済)

和歌山市告示第48号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和5年2月10日揭示済)

和歌山市告示第49号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年2月10日揭示済)

和歌山市告示第50号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項の規定により、指定福祉避難所を指定したので、災害対策基本法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 名称 | 所在地 | 受入対象者 | その他市長が必要と認める事項 |
|----|-----|-------|----------------|
| | | | |

| | | | |
|------|--------------|-------------------------------------|--|
| 幹はうす | 和歌山市冬野703番地9 | 要介護者、肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者、精神障害者、知的障害者 | |
|------|--------------|-------------------------------------|--|

備考 受入対象者の家族等も受入対象とする。

（令和5年2月10日揭示済）

和歌山市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------|-----------------------|--|-----------|
| 和薬新270-4 | 銀明堂薬局中之島店 | 和歌山市中之島772-15 | 令和4年10月1日 |
| 和歯新220-4 | 和歌山ひまわり歯科 | 和歌山市東蔵前丁39 | 令和4年11月1日 |
| 和医新490-4 | 和歌山内科クリニック | 和歌山市米屋町3 BLIS Sぶらくり | 令和4年10月1日 |
| 和薬新272-4 | ともに薬局 | 和歌山市小松原通4丁目30 番地 小松原丸岩ビル1階1 02号室 | 令和4年11月1日 |
| 和医新491-4 | 医療法人さんさんクリニック | 和歌山市直川569番地1 | 令和4年11月1日 |
| 和薬新271-4 | 有限会社松本薬局西浜店 | 和歌山市西浜1026-1 | 令和4年10月1日 |
| 和歯新221-4 | 医療法人千尋会アリス歯科ク リニック | 和歌山市鳴神755-1 | 令和5年1月1日 |

（令和5年2月10日揭示済）

和歌山市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-------------|-------------------|--------------------------------|---------------------|--------------------------------|---------------|
| 和訪新9 4-4 | セントケア和 歌山株式会社 | 和歌山市紀三井寺 840番地の39 | セントケア看護小 規模木ノ本 | 和歌山市木ノ本59 9-1 | 令和4年1 0月1日 |
| 和訪新9 5-4 | L i l a c合 同会社 | 和歌山市毛見45 0-7 サンワ浜 の宮106号 | クルミ訪問看護ス テーション | 和歌山市毛見450 -7 サンワ浜の宮 106号 | 令和4年1 0月1日 |
| 和訪新9 6-4 | 株式会社M- style | 和歌山市下三毛7 43番地75 | 訪問看護ステーシ ョンまぐねっと | 和歌山市布施屋79 2-1 エル布施屋 110号 | 令和5年1 月1日 |

（令和5年2月10日揭示済）

和歌山市告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------------|---------------|------|-------------|----------------|---------------|
| 和薬新23 8-3 | そうごう薬局きのもと店 | 名称 | きのもと薬局 | そうごう薬局きのもと店 | 令和4年1 0月1日 |
| 和薬新23 9-3 | そうごう薬局六十谷店 | 名称 | 六十谷調剤薬局 | そうごう薬局六十谷店 | 令和4年1 0月1日 |
| 和薬新24 1-3 | そうごう薬局榎原中央店 | 名称 | ヤタヤ薬局木の本店 | そうごう薬局榎原中央店 | 令和4年1 0月1日 |
| 和薬新24 4-3 | そうごう薬局こまつばら通店 | 名称 | こまつばら通薬局 | そうごう薬局こまつばら通店 | 令和4年1 0月1日 |
| 和薬新24 0-3 | そうごう薬局太田店 | 名称 | ヤタヤ薬局太田店 | そうごう薬局太田店 | 令和4年1 0月1日 |
| 和薬新24 3-3 | そうごう薬局次郎丸店 | 名称 | 次郎丸薬局 | そうごう薬局次郎丸店 | 令和4年1 0月1日 |
| 和薬新23 7-3 | そうごう薬局榎原店 | 名称 | えのきはら薬局 | そうごう薬局榎原店 | 令和4年1 0月1日 |
| 和薬新24 9-3 | そうごう薬局太田南店 | 名称 | タイコー堂薬局太田南店 | そうごう薬局太田南店 | 令和4年1 2月1日 |
| 和薬新24 7-3 | そうごう薬局柳通り店 | 名称 | タイコー堂薬局柳通り店 | そうごう薬局柳通り店 | 令和4年1 2月1日 |
| 和薬新24 8-3 | そうごう薬局直川店 | 名称 | タイコー堂薬局直川店 | そうごう薬局直川店 | 令和4年1 2月1日 |
| 和歯新12 6-26 | 医療法人郁栄会やまにし歯科 | 名称 | やまにし歯科 | 医療法人郁栄会 やまにし歯科 | 令和4年1 1月1日 |
| 和医新21 4-26 | 寺下整形外科・内科 | 名称 | 三木町寺下整形外科 | 寺下整形外科・内科 | 令和4年1 1月1日 |

（令和5年2月10日掲示済）

和歌山市告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-----------|--------------|------------|
| 和医新288-26 | 和田胃腸科内科 | 和歌山市神前126-3 | 令和4年8月31日 |
| 和医新36-26 | 加守田医院 | 和歌山市鳴神505-13 | 令和4年9月26日 |
| 和歯新215-3 | 和歌山ひまわり歯科 | 和歌山市東蔵前丁39 | 令和4年10月31日 |
| 和薬新183-28 | ピーチ調剤薬局 | 和歌山市小松原通4-30 | 令和4年10月31日 |

| | | | |
|-----------|------------------------|--------------------|------------|
| | | 小松原丸岩ビル1階102 | |
| 和薬新79-26 | 和修会 神前調剤薬局 | 和歌山市神前85-1 | 令和4年9月30日 |
| 和医新445-30 | 耳鼻咽喉科・小児科さん さんクリニック | 和歌山市直川569-1 | 令和4年10月31日 |
| 和薬新173-27 | 有限会社松本薬局西浜店 | 和歌山市西浜1026-1 | 令和4年9月30日 |
| 和医新157-26 | 小川内科リウマチ科 | 和歌山市元博労町20 | 令和4年11月30日 |
| 和医新204-26 | 石井内科 | 和歌山市延時147-13 | 令和4年12月31日 |
| 和歯新81-26 | かみさこ歯科 | 和歌山市狐島298-1 | 令和4年12月24日 |
| 和薬新262-3 | とんぼ薬局 | 和歌山市友田町4丁目86番 地 | 令和4年12月31日 |
| 和歯新98-26 | 医療法人千尋会前田歯科 医院 | 和歌山市神前161-1 | 令和5年2月1日 |

(令和5年2月10日揭示済)

和歌山市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 和訪新7 3-2 | 合同会社咲 | 和歌山市田尻2 44番地11 | 訪問看護ステー ションみどり | 和歌山市田尻2 44番地11 | 令和4年12 月1日 |
| 和訪新8 8-3 | ONNコーポレー ション株式会社 | 和歌山市木広町 2丁目58 | 訪問看護ステー ションのぞみ | 和歌山市駕町5 6 | 令和4年12 月31日 |

(令和5年2月10日揭示済)

和歌山市告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 休止年月日 |
|-------------|--------------|-------------------|--------------------|-------------------|---------------|
| 和訪新8 2-2 | 医療法人 藤民病院 | 和歌山市塩屋3丁目 6番2号 | 訪問看護ステー ションふじたみ | 和歌山市塩屋3丁目 6番2号 | 令和4年9月3 0日 |

(令和5年2月10日揭示済)

和歌山市告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の

規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------|----------------|-------------------|----------------|---------------------|--------------|
| 医療法人仁泉会 丸山整形外科 | 和歌山市舟 大工町12 | 医療法人仁泉会丸 山整形外科 | 和歌山市舟大 工町12 | 介護予防訪問リハ ビリテーション | 令和4年1 月1日 |

(令和5年2月10日掲示済)

和歌山市告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関より変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------------|------------------|----------------|---------------------------|-----------------------|---------|------------|---------------|-----------|
| 株式会社かながわ | 和歌山市西庄846番地 | ヘルパーステーションみつばち | 和歌山市西庄846番地 | 訪問介護・予防給付型訪問サービス | 事業所の所在地 | 和歌山市狐島48-6 | 和歌山市西庄846番地 | 令和4年5月16日 |
| そうごう薬局きのもと店 | 和歌山市木ノ本261-22 | そうごう薬局きのもと店 | 和歌山市木ノ本261-22 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 事業所の名称 | きのもと薬局 | そうごう薬局きのもと店 | 令和4年10月1日 |
| 総合メディカル株式会社 | 福岡市中央区天神2丁目14番8号 | そうごう薬局六十谷店 | 和歌山市六十谷1023-1-4 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 事業所の名称 | 六十谷調剤薬局 | そうごう薬局六十谷店 | 令和4年10月1日 |
| 総合メディカル株式会社 | 福岡市中央区天神2丁目14番8号 | そうごう薬局榎原中央店 | 和歌山市榎原73-1 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 事業所の名称 | ヤタヤ薬局木の本店 | そうごう薬局榎原中央店 | 令和4年10月1日 |
| 総合メディカル株式会社 | 福岡市中央区天神2丁目14番8号 | そうごう薬局こまつばら通店 | 和歌山市小松原通5丁目15イケジリテナントビル1F | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 事業所の名称 | こまつばら通薬局 | そうごう薬局こまつばら通店 | 令和4年10月1日 |
| 総合メディカル株式会社 | 福岡市中央区天神2丁目14番8号 | そうごう薬局太田店 | 和歌山市太田69-15 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 事業所の名称 | ヤタヤ薬局太田店 | そうごう薬局太田店 | 令和4年10月1日 |

| | | | | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|--|-----------------|--|-------------------------------|------------------------|
| 総合メ ディカ ル株式 会社 | 福岡市中 央区天神 2丁目1 4番8号 | そうご う薬局次 郎丸店 | 和歌山市 次郎丸6 9-1 | 居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導 | 事業所 の名称 | 次郎丸 薬局 | そうご う薬局 次郎丸 店 | 令和4 年10 月1日 |
| 総合メ ディカ ル株式 会社 | 福岡市中 央区天神 2丁目1 4番8号 | そうご う薬局榎 原店 | 和歌山市 榎原83 -10 | 居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導 | 事業所 の名称 | えのき はら薬 局 | そうご う薬局 榎原店 | 令和4 年10 月1日 |
| 株式会 社Gr een | 和歌山市 園部11 0-6 | ヘルパー ステーシ ョンオリ ーブ | 和歌山市 園部11 0-6 | 訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス | 事業所 の所在 地 | 和歌山 市園部 143 0-4 六十 谷第二 ビルA -1 | 和歌山 市園部 110 -6 | 令和4 年10 月1日 |
| 合同会 社ヘル パース テーシ ョンは しら | 和歌山市 岩橋70 3-10 | 合同会社 ヘルパー ステーシ ョンはし ら | 和歌山市 岩橋70 3-10 | 訪問介護・予 防給付型訪問 サービス | 開設者 の所在 地 | 和歌山 市鳴神 120 4 | 和歌山 市岩橋 703 -10 | 令和3 年10 月13 日 |
| 合同会 社ヘル パース テーシ ョンは しら | 和歌山市 岩橋70 3-10 | 合同会社 ヘルパー ステーシ ョンはし ら | 和歌山市 岩橋70 3-10 | 訪問介護・予 防給付型訪問 サービス | 事業所 の所在 地 | 和歌山 市鳴神 120 4 | 和歌山 市岩橋 703 -10 | 令和3 年10 月13 日 |
| 総合メ ディカ ル株式 会社 | 福岡市中 央区天神 2丁目1 4番8号 | そうご う薬局太 田南店 | 和歌山市 太田38 -14 | 居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導 | 事業所 の名称 | タイコ 一堂薬 局太田 南店 | そうご う薬局 太田南 店 | 令和4 年12 月1日 |
| 総合メ ディカ ル株式 会社 | 福岡市中 央区天神 2丁目1 4番8号 | そうご う薬局 柳 通り店 | 和歌山市 蔵小路1 5-2 | 居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導 | 事業所 の名称 | タイコ 一堂薬 局柳通 り店 | そうご う薬局 柳通り 店 | 令和4 年12 月1日 |
| 総合メ ディカ ル株式 会社 | 福岡市中 央区天神 2丁目1 4番8号 | そうご う薬局 直 川店 | 和歌山市 直川95 4-1 | 居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導 | 事業所 の名称 | タイコ 一堂薬 局直川 店 | そうご う薬局 直川店 | 令和4 年12 月1日 |
| 辻 悠 佑 | 和歌山市 直川17 00番地 3 | ケアプラ ンセンタ ーハピネ ス | 和歌山市 直川17 00番地 3 | 居宅介護支援 | 開設者 の所在 地 | 和歌山 市粟3 60- 19 | 和歌山 市直川 170 0番地 3 | 令和4 年12 月8日 |
| 辻 悠 | 和歌山市 | ケアプラ | 和歌山市 | 居宅介護支援 | 事業所 | 和歌山 | 和歌山 | 令和4 |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|-------------------|--|---|-----------------|--------------------------------|--|-------------------|
| 佑 | 直川17 00番地 3 | ンセンタ ーハピネ ス | 直川17 00番地 3 | | の所在 地 | 市粟3 60ー 19 | 市直川 170 0番地 3 | 年12 月8日 |
| 医療法 人優進 会 | 和歌山市 三木町南 ノ丁35 番地 | 寺下整形 外科・内 科 | 和歌山市 三木町南 ノ丁35 番地 | 訪問リハビリ テーション・ 通所リハビリ テーション・ 介護予防訪問 リハビリテー ション・介護 予防通所リハ ビリテーショ ン | 事業所 の名称 | 三木町 寺下整 形外科 | 寺下整 形外科 ・内科 | 令和4 年11 月1日 |
| ほくす いかん | 和歌山市 福島24 8ー7 グリーン フル小畑 2ーA | ほくすい かん | 和歌山市 福島24 8ー7 グリーン フル小畑 2ーA | 訪問介護・予 防給付型訪問 サービス・生 活支援型訪問 サービス | 事業所 の所在 地 | 和歌山 市砂山 南3丁 目3ー 34 | 和歌山 市福島 248 ー7 グリー ンフル 小畑2 ーA | 令和4 年11 月1日 |

(令和5年2月10日掲示済)

和歌山市告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|-------------------|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------|----------------|
| 野村有希 | 和歌山市東蔵前 丁39 | 和歌山ひまわり 歯科 | 和歌山市東蔵前 丁39 | 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導 | 令和4年1 0月31日 |
| 有限会社サ ンミ企画 | 茨木市北春日丘 1ー7ー9 | ピーチ調剤薬 局 | 和歌山市小松原 通4ー30 小 松原丸岩ビル1 階102 | 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導 | 令和4年1 0月31日 |
| 合同会社咲 | 和歌山市田尻2 44番地11 | 訪問看護ステ ーションみど り | 和歌山市田尻2 44番地11 | 訪問看護・介護予防 訪問看護 | 令和4年1 2月1日 |
| 有限会社メ ディマック | 和歌山市六十谷 222ー9 | 和修会神前調 剤薬局 | 和歌山市神前8 5ー1 | 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導 | 令和4年9 月30日 |

| | | | | | |
|-------------------------|---------------------------|------------------------|-------------------------------------|--|----------------|
| 有限会社ま ついコーポ レーション | 和歌山市砂山南 4丁目1番37 号 | まつい訪問看 護ステーショ ン | 和歌山市砂山南 4丁目1番37 号 | 訪問介護・予防給付 型訪問サービス | 令和4年1 0月31日 |
| 有限会社プ ランニング アレックス | 和歌山市西庄1 036-75 | 訪問介護ステ ーションぷり ん | 和歌山市福島2 48-7 グリ ーンフル小畑2 -A | 訪問介護・予防給付 型訪問サービス・生 活支援型訪問サービ ス | 令和4年1 0月31日 |
| 有限会社松 本薬局 | 和歌山市和歌川 町10番18号 | 有限会社松本 薬局西浜店 | 和歌山市西浜1 026-1 | 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導 | 令和4年9 月30日 |
| ONNコー ポレーショ ン株式会社 | 和歌山市木広町 2丁目58 | 訪問看護ステ ーションのぞ み | 和歌山市駕町5 6 | 訪問看護・介護予防 訪問看護 | 令和4年1 2月31日 |
| 株式会社ケ イ・エム・ シー | 大阪市城東区鴨 野東1丁目13 番5号 | とんぼ薬局 | 和歌山市友田町 4丁目86番地 | 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導 | 令和4年1 2月31日 |
| 医療法人髯 友会 | 和歌山市秋月5 70番地 | 訪問介護ステ ーションメロ ディ | 和歌山市秋月5 35-2 | 訪問介護・生活支援 型訪問サービス・予 防給付型訪問サービ ス | 令和4年1 2月31日 |

(令和5年2月10日揭示済)

和歌山市告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 医療法人藤 民病院 | 和歌山市塩屋3 丁目6番2号 | 訪問看護ステー ションふじたみ | 和歌山市塩屋3丁 目6番2号 | 訪問看護・介護 予防訪問看護 | 令和4年9 月30日 |

(令和5年2月10日揭示済)

和歌山市告示第61号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月13日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和5年2月20日
- 2 場所 和歌山市議会議場

(令和5年2月13日揭示済)

和歌山市告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|----------------|---------------------------------------|---------|---------------|
| 30701 13539 | あさがお介護サービス株式会社 | あさがおケアプランセンター和歌山 和歌山市太田2丁目8-21-302 | 居宅介護支援 | 令和5年1 月31日 |
| 30701 00304 | 有限会社ホーム・ナース | 有限会社ホーム・ナース 和歌山市鳴神55-16 | 居宅介護支援 | 令和5年1 月31日 |

(令和5年2月15日揭示済)

和歌山市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|-----------------|---|------------------------------|--------------|
| 30601 91297 | 医療法人有紀会 | 訪問看護ステーションリーフ 和歌山市太田667番地6 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和5年2 月1日 |
| 30701 14347 | あさがお合同会社 | あさがおケアプランセンター 和歌山市太田2丁目8番21-302号 | 居宅介護支援 | 令和5年2 月1日 |
| 30701 14354 | 株式会社ビジュアルビジョン | けあビジョンホーム和歌山木ノ本 訪問介護 和歌山市木ノ本476-2 | 訪問介護 | 令和5年2 月1日 |
| 30701 14362 | 株式会社美真 | a n 和歌山市有本555-8 プラン ドールビル102号室 | 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 | 令和5年2 月1日 |
| 30701 14362 | 株式会社美真 | a n 和歌山市有本555-8 プラン ドールビル102号室 | 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 | 令和5年2 月1日 |

(令和5年2月15日揭示済)

和歌山市告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定及び第54条の2第1項本文の指定地域密着型介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|---|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 30901 01704 | 医療法人研医会田辺中央病院 和歌山県田辺市新町147番地 前田 章 兵庫県神戸市須磨区白川台3丁目3 | 医療法人研医会 和歌山第2すみ れホーム 和歌山市有本5 | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護 | 令和5年 2月1日 |

8番地の1

33-3

(令和5年2月15日揭示済)

和歌山市告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|-----------------|-------------------------------------|-------------|----------|
| 30701 14354 | 株式会社ビジュアルビジョン | ケアビジョンホーム和歌山木ノ本訪問介護 和歌山市木ノ本476-2 | 予防給付型訪問サービス | 令和5年2月1日 |

(令和5年2月15日揭示済)

和歌山市告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者から同法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 廃止年月日 |
|------------------------|------------|-------------|---------------|--------------|--------|----------------|-----------|-----------|
| 303 012 228 1 | 相談支援事業所ころん | 和歌山市梅原39番地5 | 地域移行支援、地域定着支援 | 特定無し | 株式会社蓮花 | 和歌山市梅原399番地5 | 平成29年2月1日 | 令和5年1月31日 |

(令和5年2月15日揭示済)

和歌山市告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|--------------------|---------|--------------|---------|--------------|-------------|----------------|----------|-----------|
| 3020 1234 71 | GH樹 | 和歌山市和田1287-1 | 共同生活援助 | 身体障害者、知的障害者 | 社会福祉法人つわぶき会 | 和歌山市和田1283-2 | 令和5年2月1日 | 令和1年1月31日 |
| 3010 1240 34 | 短期入所事業樹 | 和歌山市和田1287-1 | 短期入所 | 身体障害者、知的障害者 | 社会福祉法人つわぶき会 | 和歌山市和田1283-2 | 令和5年2月1日 | 令和1年1月31日 |

| | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------------|---------------------------|------------|---------------------|---------------------------|------------------------------|------------------|-----------------------|
| 3020 1234 63 | グループホ ームB r u n o三葛 | 和歌山市 三葛28 5-13 2 | 共同生 活援助 | 知的障害 者、精神 障害者 | 一般社団 法人F l o w | 和歌山市井 戸275- 19 | 令和5 年2月 1日 | 令和1 年1 月31 日 |
| 3010 1240 42 | ケアビジョ ンホーム和 歌山木ノ本 訪問介護 | 和歌山市 木ノ本4 76-2 | 居宅介 護 | 特定なし | 株式会社 ビジュア ルビジョ ン | 埼玉県上尾 市上町1丁 目1番14 号 | 令和5 年2月 1日 | 令和1 年1 月31 日 |

(令和5年2月15日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年2月6日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|------------------------|
| 和歌山市朝日字曾垣田951番3 | 和歌山市新在家170番地38 尾上雅英 |

(令和5年2月6日揭示済)

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和5年2月14日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

(令和5年2月14日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第4号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

- 日時 令和5年2月16日（木）午前10時00分
- 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 案件
 - 選挙人名簿から抹消するについて
 - 在外選挙人名簿に登録するについて
 - 在外選挙人名簿から抹消するについて

- (4) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- (5) 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
- (6) 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における啓発スローガンを定めるについて
- (7) 和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画の総数、区画番号及び表示方法について
- (8) 和歌山市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日について

(令和5年2月8日掲示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第2号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年2月6日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年2月9日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 令和5年2月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
 - (2) 令和5年2月議会教育委員会関係の当初予算（案）について
 - (3) 和歌山市立学校条例の一部改正について
 - (4) 和歌山市コミュニティセンター条例の一部改正について
 - (5) その他

(令和5年2月6日掲示済)

【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年2月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

- 1 開催日時
令和5年2月10日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農用地区域除外に係る意見について
 - (2) 農用地区域編入に係る意見について
 - (3) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

- (5) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (6) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (7) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (8) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (9) 農用地利用集積計画について
- (10) 非農地通知について

(令和5年2月7日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年2月10日

和歌山市農業委員会

会長 谷河 績

(令和5年2月10日揭示済)

【 企 業 局 規 程 】

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年2月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第1号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和39年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び下水道事業」を「、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業」に改める。

第3条第3項の表中「下水道事業受益者負担金」の次に「、農業及び漁業集落排水使用料（以下「集落排水使用料」という。）、農業及び漁業集落排水に係る受益者分担金（以下「集落排水受益者分担金」という。）」を加える。

第4条第6項中「班の上席の職員（班に属さない場合は、所管課長）」を「課の課長が指名する者」に改める。

第23条第1項中「経理課長の職にある」を削り、「、遅滞なく」を「遅滞なく」に改める。

第27条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第68条に規定する前受金又は第69条に規定する預り金として収入した後、正当な科目が確定したことにより科目振替に伴って当該収入を調定する場合は、第63条の規定に基づき振替伝票により管理者の決裁を受けなければならない。

第27条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。

第29条第1項ただし書中「随時収入及び現金取扱員が徴収する水道料金、下水道使用料その他諸収入金」を「直ちに納入させるべき収入」に改め、同条第3項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第6条第3号に規定する使用料」を「下水道使用料、下水道事業受益者負担金、集落排水使用料及び集落排水受益者分担金」に改める。

第30条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第32条第2項中「（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下この条において同じ）又は土曜日」を「（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日という。）」に、「その日に最も近い休日又は土曜日でない日」を「最初の休日でない日。以下この条において同じ。」に改める。

第34条第3項中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料及び集落排水使用料」に改める。

第40条第2項を削る。

第42条第1項第1号中「第40条第1項」を「第40条」に改める。

第44条第1項中「、領収書を徴した上」を削り、同条第2項中「企業出納員が」を「企業出納員は、」に、「経理課長は、支出伝票を発行」を「領収書を徴」に改める。

第53条を次のように改める。

（口座振替による支払手続）

第53条 企業出納員は、前条の規定により口座振替の方法による支払をするときは、口座振替明細表により出納取扱金融機関に通知するものとする。この場合、出納取扱金融機関の口座振替明細表受領通知書を領収書とみなして処理することができる。

第65条中「第40条第2項の規定に基づき」を「第40条の規定に基づく審査の結果、支払いをすることが適当であると認めるときは」に改める。

第68条第1号ウを次のように改める。

ウ 前受下水道使用料

第68条第1号に次のように加える。

エ 前受農業集落排水使用料

オ 前受漁業集落排水使用料

第81条第1項第1号中「現金取扱員が徴収するもの以外の」を削る。

第88条第1号中「、製作及び」を「又は」に、「及び製作品」を「又は製作品」に改める。

第113条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第137条第2項を削る。

第138条を次のように改める。

（減価償却の特例）

第138条 経理課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において規則第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行う場合は、あらかじめその年数について管理者の決裁を受けなければならない。

第160条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合について準用する。

第161条中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

別表第1の2中「下水道事業勘定科目」を「公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業勘定科目」に改める。

別表第1の2損益勘定の1収益の表中

「

| | | | | |
|---------|------|--------|--------|---|
| 下水道事業収益 | 営業収益 | 下水道使用料 | 下水道使用料 | を |
|---------|------|--------|--------|---|

「

| | | | | |
|--------------------------------|------|---------------------|--------|-------|
| 下水道事業収益、農業集落排水事業収益又は漁業集落排水事業収益 | 営業収益 | 下水道使用料 農業集落排水使用料 | 下水道使用料 | に改める。 |
|--------------------------------|------|---------------------|--------|-------|

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------------|----------------|--|-------|
| | | 漁業集落排水使用料 | 農業集落排水使用料 | |
| | | | 漁業集落排水使用料 | 」 |
| 別表第 1 の 2 損益勘定の 2 費用の表中 | | | | |
| 「 | | | | |
| | | | | を |
| 」 | | | | |
| 「 | | | | |
| | 下水道事業費、農業集落排水事業費又は漁業集落排水事業費 | | | に改める。 |
| 」 | | | | |
| 別表第 1 の 2 資産勘定の表中 | | | | |
| 「 | | | | |
| | | | 未収下水道使用料 | を |
| 」 | | | | |
| 「 | | | | |
| | | | 未収下水道使用料 未収農業集落排水使用料 未収漁業集落排水使用料 | に改める。 |
| 」 | | | | |
| 別表第 1 の 2 負債勘定の表中 | | | | |
| 「 | | | | |
| | | | 前受下水道料金 | を |
| 」 | | | | |
| 「 | | | | |
| | | | 前受下水道使用料 前受農業集落排水使用料 前受漁業集落排水使用料 | に改める。 |
| 」 | | | | |
| 別表第 2 中 | | | | |
| 「 | | | | |
| | 1 5 | 水道料金等納入通知書兼領収書 | 2 9 - 1 3 1 | を |
| 」 | | | | |
| 「 | | | | |
| | 1 5 | 水道料金等納入通知書兼領収書 | 2 9 - 1 | に、 |
| 」 | | | | |
| 「 | | | | |
| | 1 5 の 3 | 納入通知書（工業用水道料金） | 2 9 - 1 3 1 | を |
| 」 | | | | |
| 「 | | | | |
| | 1 5 の 3 | 納入通知書（工業用水道料金） | 2 9 - 1 | に、 |

| | | | | |
|---|--------------------|-------------------------|----------------|----|
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 4 | 納入通知書兼領収証書（給水工事収入及び手数料） | 2 9 - 1 3 1 | を |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 4 | 納入通知書兼領収証書（給水工事収入及び手数料） | 2 9 - 1 | に、 |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 5 | 納入通知書兼領収証書 | 2 9 - 1 3 1 | を |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 5 | 納入通知書兼領収証書 | 2 9 - 1 | に、 |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 6 | 納入通知書兼領収証書 | 2 9 - 1 3 1 | を |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 6 | 納入通知書兼領収証書 | 2 9 - 1 | に、 |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 7 | 納入通知書（督促状） | 2 9 - 3 3 1 | を |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 5 の 7 | 納入通知書（督促状） | 2 9 - 3 | に、 |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 6 1 6 の 2 | 払込書兼領収証書 削除 | 2 9 - 2 削除 | を |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 6 | 払込書兼領収証書 | 2 9 - 2 | に、 |
| 「 | | | | 」 |
| 「 | 1 7 の 2 1 7 の 3 | 領収書 領収書 | 3 1 3 1 | を |
| 「 | | | | 」 |

| | | | | |
|---|---------|--------------------|-----------------------|----|
| 「 | 1 7 の 2 | 削除 | 削除 | に、 |
| | 1 7 の 3 | 削除 | 削除 | 」 |
| 「 | 1 9 | 収納整理表及び払込書（企業出納員納） | 3 2 | を |
| | | | | 」 |
| 「 | 1 9 | 削除 | 削除 | に、 |
| | | | | 」 |
| 「 | 1 9 の 7 | 変更支出負担行為書（工事・委託） | 3 5 の 3 | を |
| | 1 9 の 8 | 削除 | 削除 | 」 |
| 「 | 1 9 の 7 | 変更支出負担行為書（工事・委託） | 3 5 の 3 | に、 |
| | | | | 」 |
| 「 | 2 7 | 口座振替申出書 | 5 2 | を |
| | 2 8 | 口座振替依頼書 | 5 3 5 3 | 」 |
| 「 | 2 7 | 口座振替申出書 | 5 2 | に、 |
| | 2 8 | 削除 | 削除 | 」 |
| 「 | 3 1 の 2 | 削除 | 削除 | を |
| | 3 2 | 削除 | 削除 | 」 |
| 「 | 3 2 | 削除 | 削除 | に、 |
| | | | | 」 |
| 「 | 3 6 の 2 | 削除 | 削除 | を |
| | 3 6 の 3 | 削除 | 削除 | |
| | 3 7 | 庫出依頼伝票兼物品庫出伝票 | 6 6 1 0 2 1 0 4 | 」 |
| | 3 7 の 2 | 削除 | 削除 | |
| | 3 7 の 3 | 削除 | 削除 | 」 |

| | | | | |
|---|----|---------------|------------------|----|
| 「 | 37 | 庫出依頼伝票兼物品庫出伝票 | 66 102 104 | に、 |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|------------|-----------------------|------------|---|
| 「 | 39の2 40 | 削除 保証金還付請求書（現金の場合） | 削除 71-1 | を |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|----|-----------------|------|----|
| 「 | 40 | 保証金還付請求書（現金の場合） | 71-1 | に、 |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|--------------|----------------------|----------|---|
| 「 | 40の3 40の4 | 削除 保証金代用有価証券利札請求書 | 削除 73 | を |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|------|----------------|----|----|
| 「 | 40の3 | 保証金代用有価証券利札請求書 | 73 | に、 |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|--------------------|-----------------------|----------------|---|
| 「 | 42の3 43 43の2 | 削除 物品（修繕）検収書 削除 | 削除 97 削除 | を |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|----|-----------|----|----|
| 「 | 43 | 物品（修繕）検収書 | 97 | に、 |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|--------------|---------------------|--------------------|---|
| 「 | 44の3 44の4 | 削除 不用品庫入依頼伝票兼受領書 | 削除 109-2 110 | を |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|------|---------------|--------------|----|
| 「 | 44の3 | 不用品庫入依頼伝票兼受領書 | 109-2 110 | に、 |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|----------|--------------------------------|------------|---|
| 「 | 60 61 | 下水道使用料納入通知書（口座振替） 下水道使用料督促状 | 29 29-3 | を |
| | | | | 」 |

| | | | | |
|---|----------|----------|----------|-------|
| 「 | 60 61 | 削除 削除 | 削除 削除 | に改める。 |
| | | | | 」 |

第17号様式の2及び第17号様式の3を次のように改める。

第17号様式の2及び第17号様式の3 削除

第19号様式を次のように改める。

第19号様式 削除

第28号様式を次のように改める。

第28号様式 削除

第40号様式の4を第40号様式の3とする。

第44号様式の4を第44号様式の3とする。

第60号様式及び第61号様式を次のように改める。

第60号様式及び第61号様式 削除

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の和歌山市公営企業会計規程の様式による用紙は、この規程による改正後の和歌山市公営企業会計規程の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(令和5年2月15日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和5年2月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

| 事業者 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | 登録番号 |
|---|--------------------|-------------------------------|-----------|-------|
| 愛知県名古屋千種区内山3丁目31番 20号 今池NMビル4階 ジャパンネクストリテイリング株式会社 代表取締役 河北裕介 | ジャパンネクストリテイリング株式会社 | 愛知県名古屋千種区内山3丁目31番20号 今池NMビル4階 | 令和5年1月12日 | 第631号 |

(令和5年2月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年2月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

| 事業者 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | 登録番号 |
|--|-----------|-----------------|-----------|-------|
| 和歌山市新堀東1丁目1番11号 カメイ建設株式会社 代表取締役 亀井愛子 | カメイ建設株式会社 | 和歌山市新堀東1丁目1番11号 | 令和5年1月13日 | 第507号 |
| 和歌山県岩出市中迫574番地4 鳥羽設備工業 代表者 鳥羽秀樹 | 鳥羽設備工業 | 和歌山県岩出市中迫574番地4 | 令和5年1月13日 | 第510号 |

| | | | | |
|---|--------------|---------------------|---------------|-------|
| 和歌山市吐前772番地 唯水道 代表者 菅原 誠 | 唯水道 | 和歌山市吐前77 2番地 | 令和5年1月 20日 | 第490号 |
| 和歌山市府中1149番地の1 株式会社白玉建設 代表取締役 宮本和好 | 株式会社白玉 建設 | 和歌山市府中11 49番地の1 | 令和5年1月 20日 | 第465号 |
| 大阪府大東市新田本町18番2号 株式会社ニシムラ 代表取締役 西村恭二 | 株式会社ニシ ムラ | 大阪府大東市新田 本町18番2号 | 令和5年1月 23日 | 第488号 |

(令和5年2月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和5年2月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| 事業者 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止届出年月日 | 登録番号 |
|---|-------------------|---|--------------|-----------|
| 愛知県名古屋市中千種区内山3丁目 31番20号 今池NMビル4階 株式会社アズクリエティブ 代表取締役 河北裕介 | 株式会社アズク リエイティブ | 愛知県名古屋市中 千種区内山3丁目3 1番20号 今池 NMビル4階 | 令和5年1月5 日 | 第600 号 |

(令和5年2月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第6号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和5年2月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| | |
|-------|----------|
| 指定番号 | 第203号 |
| 変更年月日 | 令和5年2月9日 |

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|----------------|------------|
| 指定工事店名 | 紀州住機建設株式会社 | |
| 営業所所在地 | 和歌山市岩橋1632番地の1 | |
| 代表者氏名 | 代表取締役 小島信介 | 代表取締役 吉松三喜 |

(令和5年2月15日揭示済)

和歌山市企業局告示第7号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所の所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和5年2月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| | |
|-------|----------|
| 指定番号 | 第45号 |
| 変更年月日 | 令和5年2月9日 |

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|-------------------|---------------|
| 指定工事店名 | 松谷設備 | |
| 営業所所在地 | 和歌山市杭ノ瀬 2 4 7 - 1 | 和歌山市杭ノ瀬 2 4 7 |
| 代表者氏名 | 松谷和長 | |

(令和 5 年 2 月 1 5 日 揭示済)